

## 公益社団法人日本介護福祉士会日本介護学会第2号学会員規則

### (目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）日本介護学会会則（以下「学会会則」という。）第4条第2号の第2号学会員が本会に納付する会費の額及び納入方法について定めるほか、第2号学会員の入会、退会及び変更等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会金及び年会費)

第2条 第2号学会員の入会金及び年会費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入会金 2,000円
- (2) 年会費 3,000円

### (納入の方法及び時期)

第3条 次条により日本介護学会（以下「本学会」という。）への入会が認められた第2号学会員は、本会に対し、速やかに、本会が定める方法により、入会金及び当該年度の年会費を納入しなければならない。なお、振込手数料は、第2号学会員の負担とする。

- 2 前年度から継続して入会する第2号学会員は、本会に対し、本会が指定した期日までに、翌年度の年会費を納入しなければならない。

### (入会の手続)

第4条 第2号学会員になろうとする者は、本会に対し、本会が定める手続により、本学会への入会を申し込むものとする。

- 2 常任理事会は、前項の申込みを受けたときは、入会の可否を決定し、申込者に対し、当該可否を通知する。

### (資格の喪失)

第5条 第2号学会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。但し、第3号については、常任理事会がやむを得ない事由によるものと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 退会したとき。
  - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
  - (3) 本規則に従って入会金又は年会費を納付しなかったとき。
  - (4) 常任理事会が第2号学会員として不適格であると判断し、除名を決議したとき。
- 2 第2号学会員がその資格を喪失したときは、本会に対する一切の権利を失う。
  - 3 本会は、第2号学会員がその資格を喪失しても、第2号学会員に対し、既納の入会金、年会費その他の金員を返還しない。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が本学会への再入会を希望する場合は、改めて入会の手続をとらなければならない。

2 再入会に当たっては、本会に対し、入会金及び年会費を改めて納入しなければならない。

(変更の届出)

第7条 第2号学会員は、住所、勤務先等に変更があった場合は、本会が定める方法により、変更の届出をしなければならない。

(改廃)

第8条 本規則の改廃は、本会学術推進委員会（以下「委員会」という。）の提案に基づき、常任理事会の決議による。

(細則)

第9条 本規則の執行に必要な細則は、委員会が定めるものとする。

附則

1 本規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、当該施行日の時点において第2号会員である者については、本規則のうち年会費に関する規定は、令和8年4月1日から適用する。